

ICT活用による効果的な 学習支援とキャリア教育

関西学院大学教育学部
教授 丹羽 登

特別支援学校の教育目標

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領
…児童及び生徒の障害の状態や特性、心身の発達の段階等を十分に考慮して、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

1. 小学部においては、学校教育法第30条第1項に規定する小学校教育の目標
2. 中学部においては、学校教育法第46条に規定する中学校教育の目標
3. 小学部及び中学部を通じ、児童及び生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。

特別支援学校の目的

学校教育法

第72条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者(身体虚弱を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

新しい小・中学校の 学習指導要領では

- 各教科等の指導に当たって、学習上又は生活上の困難さに応じて指導内容・指導方法を工夫すること
- 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用に努めること
- 特別支援学級等では、個別の教育支援計画、指導計画を作成・活用すること
- 特別支援学級等における、自立活動の指導の充実
- 知的障害のある子供については、必要に応じて知的障害の特別支援学校の教科に替えたりできること など

自立活動の指導

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の時間の指導はもとより、学校の教育活動全体を通じて行うものとする。

自立活動の目標

個々の児童又は生徒が自立し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基礎を培う。

自立活動は

個々の子どもの障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導領域

障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するため指導は、主として「自立活動」の指導をとおして行われる。

学校生活全般
をとおして行われる
自立活動の指導

自立活動の中心
として行われる
自立活動の時間での指導

自立活動の内容（改訂版）

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。
- (5) 健康状態の維持・改善に関する事。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
- (4) 集団への参加の基礎に関する事。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事。

- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。

- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。
- (4) 身体の移動能力に関する事。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
- (2) 言語の受容と表出に関する事。
- (3) 言語の形成と活用に関する事。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

知的障害のある子どもの 学習上又は生活上の困難とは 知的機能と適応機能の両方が関与

- ことばによる意思伝達やことばの理解（解力や表現力、意思の表出手段等）
- コミュニケーション力
- 記憶量（一度に覚えられる量）
- 覚えたことを思い出す
- 複雑な漢字
- 身辺自立（着替え等に時間がかかる）
- 新しい場や状況への適応 等々

反復も大切だが、補助的手段の活用も

補助的手段の例（知的障害者）

- ◆ 連絡帳に自宅でのことを箇条書き(メモ)メモを見ながら、自宅でのことを伝える
- ◆ 自宅でのことを、絵カードを並べて伝える
- ◆ 伝えたいことを、文字カードを並べて伝える
- ◆ デジカメやスマホでの写真を使って伝える
- ◆ LINE等のスタンプ機能を使って伝える
- ◆ スマホ等で文章を作成し、音声合成を活用
- ◆ ICレコーダー等を使って、繰り返し聞く

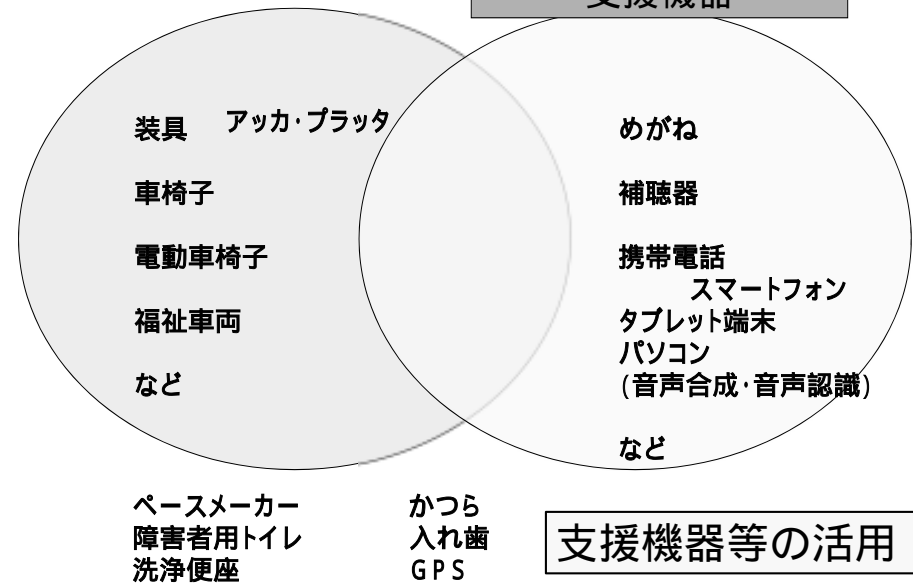
コミュニケーション手段は
音声言語だけではない

など



移動支援機器

情報コミュニケーション
支援機器



障害特性に応じた配慮

視覚障害者への

- ・点字
- ・文字の読み上げ
- ・文字の拡大
- ・白黒反転 など

聴覚障害者への

- ・手話
- ・補聴器・人工内耳
- ・筆談
- ・テキスト表示 など

肢体不自由者への

- ・ワープロ入力
- ・スイッチ入力
- ・視線入力
- ・音声合成 など

病弱身体虚弱者への

- ・TV会議システム
- ・疑似体験
- ・遠隔実験・演奏
- ・ロボット出席 など

これらの多くは、授業で活用する事は可能・・・しかし、

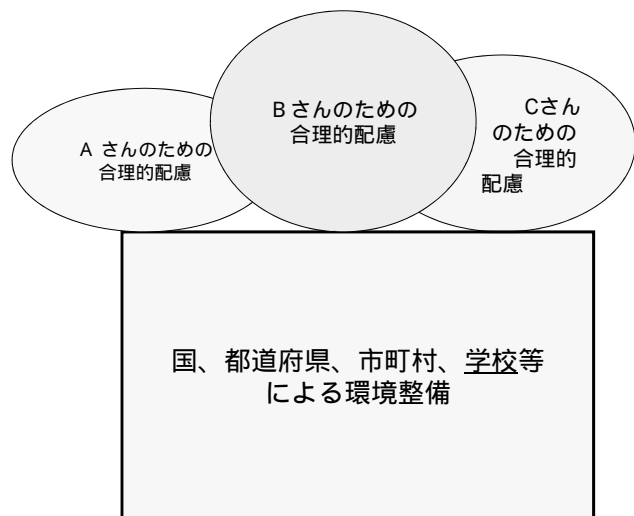
合理的配慮とは

個別に必要とされる
理にかなった変更・調整



過度の負担ではない
公平性のある

合理的配慮と基礎的環境整備



合理的配慮（設置者・学校が実施）

合理的配慮の基礎となる環境整備（基礎的環境整備）

合理的配慮のためのICT活用

各教科等の学習支援

- ・ネット動画や具体物の写真、図等により理解を深める
- ・ユニバーサルデザイン（UD）の考え方を踏まえた指導
- ・プログラミング教育を通じた論理的思考の育成 等

個々の子どもの各教科等の学習支援

- ・UDでは対応できない子どもに応じた指導・支援
- 合理的配慮（理にかなった変更・調整）
- UDは個々に応じた変更・調整は排除していない

子どもの移動支援や

コミュニケーション支援等

< 参考 >



【具体例】

読み書き等に困難のある子どものために、授業や試験でのタブレット端末等のICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりすること。

知的発達の遅れにより学習内容の習得が困難な子どもに対し、理解の程度に応じて、視覚的に分かりやすい教材を用意すること。

発達障害等のため、人前で発表が困難な子どもに対し、代替措置としてレポートを課したり、発表を録画したもので学習評価を行ったりすること。

障害者差別解消法対応指針（文部科学省）より

■ 資質・能力の育成、各教科等の目標の実現を目指し、児童生徒が十分な学びが実現できるよう、学びの過程で考えられる【困難さの状態】に対する【指導上の工夫の意図】＋【手立て】の例を示す。（安易な学習内容の変更や学習活動の代替にならないよう、教員が配慮の意図をもつ必要）

【困難さの状態や指導上の工夫の意図、手立ての例の示し方】

※なお、以下の例については、各教科等で示されている例を参考としている。

（国語科の例）

- 文章を目で追いつながら音読することが難しい場合には、自分がどこを読むのかが分かるよう、教科書の文を指等で押さえながら読むよう促したり、教科書の必要な箇所を拡大コピーして行間を空けたり、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きをしたり、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用したりするなどの配慮をする。
- 自分の考えをまとめたり、文章の内容と自分の経験とを結び付けたりすることが難しい場合には、児童がどのように考えればよいの分かるように、考える項目や手順を示した学習計画表やプリントを準備したり、一度音声で表現し、実際にその場面を演じる活動を行った上で書かせたりするなどの配慮をする。
- 自分の立場以外の視点で考えたり他者の感情を理解したりするのが難しい場合には、児童が身近に考えられる教材（例えば、同年代の主人公の物語など）を活用し、文章に表れている気持ちやその変化等が分かるよう、行動の描写や会話文に含まれている気持ちがよく伝わってくる語句等に気付かせたり、気持ちの移り変わりが分かる文章のキーワードを示したり、気持ちの変化を図や矢印などで視覚的に分かるように示してから言葉で表現させたりするなどの配慮をする。
- 自分が書いたものを声に出して読むことが難しい場合には、紙やホワイトボードに書いたものを提示したりICT機器を活用したりして発表するなど、児童の表現を支援するための多様な手立てを工夫し、自分の考えをもつことや表すことに対する自信をもつことができるような配慮をする。

18

新しい特別支援学校の 学習指導要領の説明会資料より

近年では、ICT機器等を有効に活用することにより、児童生徒のもつ能力や可能性が更に引き出され、様々に活動が発展し、豊かな進路選択の可能性が広がることで、自立と社会参加が促進されていくことなどがある。

高等部生徒がICT機器等の購入

平成27年度から学年進行で、特別支援学校高等部の生徒がICT機器等を購入する際は、学用品費としての援助（就学奨励費による支援）できるようになった。

機器の購入だけでなく、アプリの購入、入力支援機器の購入、修理費等への活用も可能

ツールや支援がないと 何もできなくなる？

ものを使うことを覚えても、他の場所では役に立たないから、意味がない！



これは間違い！

使う所へ持って行き、どこでも使えるように！
様々なことを見て、経験することの方が重要！

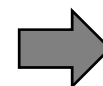
21

障害児・者だけに 努力を求めているのか？

視力が低下した人に、
眼鏡の使用を認めず、視力回復訓練だけ？

遠距離通学の子どもに
バス等の使用を認めず、2時間以上歩かせる？

多くの場合、何らかのツールを使っている
(靴、眼鏡、補聴器、バス、自転車、鉛筆)



絵カード、コミックチャット、予定表
文字カード、スマホ、PC、タブレット

小学校からのプログラミング教育

平成32年度

小学校でプログラミング教育開始

・通常の学級だけでなく、特別支援学級でも特別支援学校でも

各教科等

今まで以上にICTを効果的に活用

論理的思考を各教科等の指導時に

プログラミング教育という時間はない

教科横断的な指導

各教科等の縦軸と横断的な横軸とのバランス
言語活動、プログラミング、特別な配慮等

プログラミング教育

難しい用語は不要

ビジュアルプログラミングが中心
命令を並べるだけ

特別な機器等がなくても可能

Webサイトを見るためのアプリ上で動く
(ブラウザ等)

ICTを使わない指導も可能

(アンプラグド)

論理的思考の育成

プログラマーの養成が目的ではない

既存の教科等の指導の中で実施